

総行管第22号
令和6年1月23日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部管理課長
(公 印 省 略)

不在者投票における選挙人への候補者等情報の提供について

今般、令和5年の地方分権改革に関する提案募集において、不在者投票における選挙人への候補者等情報の提供について提案があり、別添のとおり「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」が令和5年12月22日に閣議決定されました。

については、不在者投票の投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付又は発送に際して、選挙の期日の公示日又は告示日より後に交付又は発送する場合は、氏名等掲示用の候補者等情報を同封するよう配慮するとともに、候補者の氏名一覧や選挙公報などの候補者等情報が掲載されたホームページの周知に配慮するようお願いします。

各都道府県選挙管理委員会事務局におかれましては、貴都道府県内の市区町村の選挙管理委員会事務局に対して、この旨周知をお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針

〔 令和5年12月22日
閣 議 決 定 〕

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和5年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

5 義務付け・枠付けの見直し等

【総務省】

(6) 公職選挙法（昭25法100）

- (ii) 不在者投票の投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付又は発送（施行令53条）については、選挙の期日の公示日又は告示日より後に交付又は発送する場合は、氏名等掲示用の候補者等情報を同封するよう配慮するとともに、候補者の氏名一覧や選挙公報などの候補者等情報が掲載されたホームページの周知に配慮するよう、地方公共団体の選挙管理委員会に令和5年度中に通知する。